

## 東日本大震災への対応状況について

## 一部負担金免除証明書

	6月30日現在	7月13日現在
申請書受付件数	1,456件	1,881件
証明書発行枚数	3,160枚	4,342枚

注) 申請書受付件数は被保険者単位、証明書発行枚数は被扶養者分を含めた枚数である。

## 葬祭料の請求状況

	7月13日現在
葬 祭 料	18件
家 族 葬 祭 料	43件

## 保険証の再交付件数（岩手、宮城、福島の3県）

	2月(参考)	3月	4月	5月	6月
再 交 付 件 数	14件	272件	266件	102件	49件

## フリーコール相談件数

	5月	6月	7月(13日現在)
フリーコール件数	160件	1,046件	200件

注) 4月25日に「被災者専用フリーコール」を設置

### (参考) 6月の県別内訳(上位3県)

1	宮城県	680件	(65.0%)
2	福島県	85件	(8.1%)
3	岩手県	84件	(8.0%)

3県の合計 849件 81.2%

### 7月の県別内訳(上位3県)

1	宮城県	127件	(63.5%)
2	福島県	14件	(7.0%)
3	岩手県	10件	(5.0%)

3県の合計 151件 75.5%

岩手県・宮城県・福島県・茨城県の加入者数【速報値】

(単位:人)

	被保険者							被扶養者								
	平成22年			平成23年			被保険者数増減		平成22年			平成23年			被扶養者数増減	
	6月30日時点	3月12日から6月30日までの間		6月30日時点	3月12日から6月30日までの間				6月30日時点	3月12日から6月30日までの間		6月30日時点	3月12日から6月30日までの間			
		資格取得者	資格喪失者		資格取得者	資格喪失者	資格取得者	資格喪失者		資格取得者	資格喪失者					
23年6月30日 - 22年6月30日							23年6月30日 - 22年6月30日									
岩手県	327	36	41	300	23	49	27	8.3 %	451	54	46	373	32	59	78	17.3 %
宮城県	1,482	209	135	1,171	72	253	311	21.0 %	1,878	199	175	1,586	107	294	292	15.5 %
福島県	558	62	109	423	48	228	135	24.2 %	692	62	157	525	79	311	167	24.1 %
茨城県	742	75	78	738	76	86	4	0.5 %	810	95	119	796	81	126	14	1.7 %
4県合計	3,109	382	363	2,632	219	616	477	15.3 %	3,831	410	497	3,280	299	790	551	14.4 %
全国合計	56,723	6,773	7,312	55,671	6,640	7,456	1,052	1.9 %	72,907	7,804	10,030	69,999	7,500	9,870	2,908	4.0 %

(注1) 岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在する船舶所有者に使用される被保険者及びその被扶養者の人数である。(疾病任意継続被保険者を除く。)

(注2) 「資格取得者」及び「資格喪失者」には、3月12日から6月30日までの間に資格取得した者であって同期間において資格喪失した者をそれぞれ含む。



東日本大震災により被災された  
船員保険に加入の皆様へ

## 船員保険が実施する健診・保健指導を受けた際に支払った料金の還付が受けられます。

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
全国健康保険協会 船員保険部では、震災により一定の被害を受けられた方々を対象に、船員保険が実施する健診・保健指導を受けられた際にお支払いただいた料金の還付を行います。

船員保険が実施する健診にあわせて実施したオプション健診等（例：脳ドック等）の料金は含まれません。

### 還付対象となる方

次の2つの要件を満たしている方が対象となります。

- (1) 船員保険が実施する生活習慣病予防健診を受けた被保険者の方または、  
特定健康診査・特定保健指導を受けた被扶養者の方
- (2) 『船員保険一部負担金等免除証明書』の発行を受けた方

### 還付対象となる健診等及び期間

- (1) 生活習慣病予防健診・特定健康診査  
平成23年3月11日～平成24年3月31日までに受けた健診
- (2) 特定保健指導  
平成23年3月11日～平成24年3月31日までに受けた初回面談  
(被扶養者の方)  
平成23年3月11日～平成24年3月31日までに受けた特定健康  
診査結果に基づいて受けた初回面談(被扶養者の方)  
の場合、初回面談は、平成24年4月1日以降において行われる時も含まれます。

➤還付申請の際は次の書類が必要です。

- ◆東日本大震災の被災に伴う自己負担相当額還付申請書
- ◆健診機関から発行された領収書(コピー可。)
- ◆全国健康保険協会 船員保険部が発行する『船員保険一部負担金等免除証明書』  
のコピー  
免除証明書の交付を受けていない場合は『船員保険一部負担金等免除申請書』を併せて提出  
してください。

還付申請に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください。

財団法人 船員保険会

〒150 0002

東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOビル

TEL 03 3407 6063 FAX 03 3797 2925



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 還付申請にかかるQ & A

Q：健診等受診者本人以外の口座に振込みは可能ですか？

A：健診等受診者様の同意があれば可能です。ご希望の場合は、受取代理人欄にご記入ください。

Q：複数の受診者の生活習慣病予防健診費用を船舶所有者が一括で支払っているため、個人毎の健診費用が分かる領収書がありません。

A：お手数ですが、東日本大震災の被災に伴う自己負担相当額還付申請書（生活習慣病予防健診）に、船舶所有者様、若しくは受診した健診機関から自己負担相当額等を証明いただいたうえで、申請してください。

上記が困難な場合や、被扶養者の方で、領収書の再発行等が困難である場合は、**財団法人 船員保険会 ☎03 - 3407 - 6063** にご相談ください。

Q：還付申請の際に、罹災証明書の添付が必要ですか？

A：罹災証明書の添付は必要ありません。なお、還付申請書には、全国健康保険協会船員保険部が発行する『船員保険一部負担金等免除証明書』のコピーと健診機関から発行された領収書（コピー可）を添付してください。

『船員保険一部負担金等免除証明書』の発行申請に関するお問い合わせ・ご相談は、**全国健康保険協会 船員保険部 ☎0120 - 953 - 596**（通話料無料）にご連絡ください。

Q：6月30日以前に船員保険の資格を喪失していますが、還付申請の際に『船員保険一部負担金等免除申請書』を提出する必要がありますか？

A：免除申請書をご提出いただく必要はありませんが、罹災証明書のコピー等をご提出いただく必要がある場合があります。

添付書類等に関するお問い合わせ・ご相談は、**全国健康保険協会 船員保険部 ☎0120 - 953 - 596**（通話料無料）にご連絡ください。

Q：健診機関に支払った自己負担額の全額が還付されるのですか？

A：船員保険で行った健診以外の個人で追加されたオプション健診等（例：脳ドック等）の費用は、還付の対象とはなりません。

Q：還付対象期間を教えてください。

A：平成23年3月11日から免除証明書の有効期限（有効期限が平成24年2月29日である方にとっては、平成24年3月31日）までに受けた健診及びその健診結果に基づいて受けた特定保健指導（被扶養者の方）が対象となります。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>